

厚生労働省において、国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたものについての報告書（要旨）

平成 21 年 9 月

会 計 検 査 院

事態の概要

財政調整交付金の交付額の算定に用いる平均一般被保険者数は、月報に計上した各月末時点の一般被保険者数からそ及退職被保険者等の数を控除するという調整を行ったものとされている。しかし、一般被保険者数の調整を行うことは、説明書において示されているものの、調整の具体的な方法については、算定省令、通知、説明書及び事務連絡のいずれにおいても明記されておらず、また、通知で定めている実績報告書の様式上も、各月末時点の一般被保険者数を記載する欄を設けているのみであった。

検査の結果

このことから、会計検査院では、平成18、19両年度における退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整が的確に行われているかを検査したところ、多くの市町村では、一般被保険者数の調整を行っていなかった。このため、一般被保険者数の調整を行った場合の財政調整交付金の交付額への影響を、一定の条件に基づいて計算したところ、18、19両年度で計28億6294万余円が過大に算定される結果となっていた。また、調整を実施しているとしていた市町村についても、一般被保険者数から控除すべきそ及退職被保険者等の数の把握方法等が区々となっている状況であった。

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、通知等にそ及退職被保険者等の数を控除するための具体的な調整方法を明示していなかったこと、また、通知で定めている実績報告の様式においても、控除すべきそ及退職被保険者等の数を記載する欄を設けていなかったことなどによると認められた。

当局が講じた改善の処置

会計検査院の指摘に基づき、厚生労働省は、国民健康保険の財政調整交付金の算定において、一般被保険者数の調整を的確に行うよう、21年1月に都道府県に対して通知等を発して、次のような処置を講じた。

ア 都道府県及び市町村に対して、一般被保険者数からそ及退職被保険者等の数を控除する旨の具体的な調整方法を明示して、これを周知した。

イ 実績報告の様式にそ及退職被保険者等の数の記載欄を設け、これにより市町村が一般被保険者数の調整を的確に行うとともに、都道府県が審査において調整の有無等を容易に確認することができるようにした。